平成13年(ネ)第5931号 損害賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成1 1年(5)第6024号)

平成14年9月12日口頭弁論終結

控訴人 ヒットユニオン株式会社 訴訟代理人弁護士 松 陽一郎 小 あやこ 同 福 田 同 宇  $\blacksquare$ 浩 康 同 井 崎 孝 康 辻 村 彦 同 和 被控訴人 株式会社ナヴィコ 株式会社サン・アロー 被控訴人 株式会社バイスコーポレーション 被控訴人 3名訴訟代理人弁護士 米 Ш 耕 永鈴 島 賢 也 同 吾 規 謙 同 木 櫻 滋 同 井 保 坂 光 彦 同 泉 健 志 同

- 原判決中、控訴人敗訴の部分を取り消す。
- 2 被控訴人らの請求をいずれも棄却する。
- 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人らの負担とする。

事実及び理由

- 第1 当事者の求めた裁判
  - 控訴人 1
    - 主文同旨
  - 被控訴人ら 2

控訴人の控訴をいずれも棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

事案の概要

本件は,いわゆるフレッド・ペリー商標が付されたスポーツウエアを並行輸 入して国内で販売した被控訴人らが、同商標の商標権者である控訴人に対し、控訴 人が,大手販売店に対し,同商品は偽造品であるので販売を中止するようにとの内 容の通知書を送付し、さらに、この商品が偽造品である旨の広告を「繊研新聞」に 掲載した行為が、不正競争防止法2条1項13号の虚偽の事実を告知し、流布する 行為に当たるとして、損害賠償を請求している事案である。 当事者の主張は、次のとおり付加するほか、原判決の「事実及び理由」の

「第3 争点に関する当事者の主張」欄記載のとおりであるから、これを引用す る。

- 前提となる事実(末尾に証拠を摘示した事実のほかは、争いがない。)
- (1) 控訴人は,スポーツウェアの製造及び販売を業とする会社である。
- (2) 控訴人は、別紙「商標権目録」1及び2記載の商標権(以下、まとめて「本件商標権」といい、その登録商標を「本件商標」という。)を有している。
  (3) フレッド・ペリー・スポーツウェア・リミテッド(以下「FPS社」という。) は、英国法人フレッド・ペリー・スポーツウェア(ユーケイ)・リミテッド (以下「FPSUK社」という。) の関連会社であり、FPSUK社が製造販売す る商品に関する商標権等の知的財産権の管理を主たる業務としている。FPS社 は、シンガポール共和国(以下「シンガポール」という。)において、別紙「シン ば、プラガポール共和国(以下・プラガポール」という。)において、別紙・プラガポール商標目録」一ないし三記載の各登録商標(以下、まとめて「本件シンガポール商標」という。)の商標権を有していた。FPS社は、平成7年2月6日ころ、同国法人であるオシア・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッド(以下「オシア社」という。)との間で、FPS社がオシア社に対し、本件シンガポール商標の使用を許諾するとの内容の契約を締結した(以下「本件ライセンス契 約」という。)。(乙第4,第17号証)
- (4) 控訴人は、平成7年11月29日ころ、FPS社及びFPSUK社を買収 FPSUK社の業務を英国法人のフレッド・ペリー・リミテッドに、FPS社 の業務を控訴人の100%子会社であるフレッド・ペリー・ホールディングス・リ

ミテッド(以下「FPH社」という。)に、それぞれ引き継がせた。

(5) 被控訴人らは、オシア社が中華人民共和国(以下「中国」という。)において製造し、本件商標に類似する別紙「原告ら標章目録」記載の標章(以下「原告ら標章」という。)を付した品番M1200及びM3000のポロシャツ(以下まとめて「本件商品」という。)を、シンガポールのシカリー・プライベート・リミテッド社(以下「シカリー社」という。)から購入し、我が国に輸入した(甲第5号証)。

(6) 控訴人は、平成8年3月22日、本件商品を販売していた大手販売店である株式会社イトーヨーカ堂に対し、本件商品は、違法に製造された偽造品であり、その販売は商標法等に違反するものであるとして、販売を即時中止するように要求

する文書(甲第4号証。以下「本件通知書」という。)を送付した。

(7) 控訴人は、繊維業界における有力な業界紙である「繊研新聞」の平成8年4月22日版(甲第1号証)、同月27日版(甲第2号証)、同年5月2日版(甲第3号証)に、国内輸入業者及び販売店を対象として、「謹告」と題する広告を載した。上記各広告には、控訴人が平成7年11月に全世界の「FRED PERRY」ブランドの買収を完了し、控訴人及びその子会社のFPH社が同ブランドの唯一の権利となったこと、FPH社の許諾に基づかない同ブランドの使用は、同社及び控訴人の権利に対する侵害行為となること、違法に製造された偽造品が並行輸入品と称して日本に輸入され市場に出回っていること、特にFRED PERRY標章を無断で使用した本件商品は全くの偽造品であるので、その仕入れ及び販売に際しては十分に注意するべきであること、権利侵害品の輸入及び販売に対しては厳しい法的措置をもめて「本件広告」という。)。

(9) 先行事件については、東京地方裁判所が、平成11年1月28日、一審判決(甲第5号証)を言い渡した。同判決においては、本件商品は、オシア社が製造地域として許諾されていた地域外である中国において製造されたものではある項の、本件ライセンシー(被許諾者とライセンシーとの間の内部関係というべきであり、本件ライセンス契約が解除されないり、商標権者の方のであり、本件ライセンス契約が解除されないでは、オシアの表示機能が害されることはない、と判示した上、本件商品については、オシアが製造販売する前に、本件ライセンス契約が解除されていたとは認められないから、本件商品の輸入は、真正商品の並行輸入として、商標権侵害の実体に適当なる、本件商品の輸入は、真正商品とした控訴人の本件広告の掲載及び本件通過当時のであり、これを偽造商品とした控訴人の本件広告の掲載及び本件通過当時である。会員である。

上記一審判決に対して、控訴人が控訴した(東京高等裁判所平成11年(ネ)第1464号事件)。東京高等裁判所は、平成12年4月19日、控訴審判決(甲第805号証)を言い渡した。同判決は、本件ライセンス契約における製造地域制限条項の違反は、商標権者とライセンシーとの内部関係というべきであり、当該条項に違反したというだけで直ちに真正商品であることを否定することはできず、本

件商品の品質が英国製の真正品と比べて実質的同一性を欠くということも認められ ないと述べた上、FPH社はオシア社との間の本件ライセンス契約を平成8年6月 17日に解除したものの、同日以前に同社が販売し、被控訴人らが取得した本件商 品が遡及的に本件商標権侵害の違法性を有することとなるものではない、と判示 し、一審判決のうち、虚偽事実の告知、流布を差止めた部分につき、平成8年6月 17日以前の輸入に係る本件商品が本件商標権を侵害する旨を被控訴人らの取引先 に通知し、新聞等に広告することを差し止める内容に変更したほかは、一審判決を維持した。控訴人は、控訴審判決に対して、上告受理の申立てをした。最高裁判所 は、上告不受理決定をし、上記控訴審判決が確定した。 争点

(1) 先行事件の判決の既判力の客観的範囲はどこまでか。

- (2) 控訴人が,先行事件において争っていた点,すなわち,本件商品が真正商 品であるかどうか、及び、控訴人に故意又は過失があるかどうかを、本件訴訟にお いて再び争うことが、訴訟上の信義則に反するか。
- (3) 被控訴人らの本件商品の輸入・販売行為は、真正商品の並行輸入として、 違法性がないというべきであるか。
- (4) 控訴人には、本件通知書の送付及び本件広告について、故意又は過失があ るか。
  - (5) 被控訴人らが被った損害の額
  - 控訴人の当審における主張の要点 3
    - (1) 争点(1) (既判力) について
- 被控訴人らが本件訴訟において請求している逸失利益の損害は, の信用毀損」に基づく財産的損害(有形損害)であり、先行事件で請求していた損害は、「営業上の信用毀損」に基づく非財産的損害(無形損害)である。このよう に、被控訴人らが本件訴訟において主張する被侵害利益は、有形と無形という違い があるだけで、営業上の信用であるという点では、先行事件において主張していた のと同じである。したがって、先行事件の訴訟物と本件訴訟の訴訟物とは、損害を 生じさせた原因となる事実及び被侵害利益を共通にするものであるから、同じであ ると解すべきである(最高裁第1小法廷昭和48年4月5日判決(民集27巻3号 419頁))。被控訴人らの本件訴訟における請求は、先行事件の判決の既判力に よって遮断され、許されないというべきである。 (2) 争点(2) (訴訟上の信義則) について
- 原判決は、最高裁判所第2小法廷平成10年6月12日判決(民集52巻 4号1147頁)を引用して、控訴人(被告)が、本件商品が真正商品かどうか、 あるいは、控訴人に故意又は過失があるかどうか、との先行事件と同一の争点について、本件訴訟において再び争うことは、訴訟上の信義則に反する、と説示した。しかし、上記最高裁判所判決の事例は、一部請求をして敗訴した原告が、再び同種 の訴訟を提起し、残部請求をしたという事案である。これに対し、本件訴訟は、被 控訴人らが再度の訴訟を蒸し返して提起したのに対し、控訴人が応訴を余儀なくされている事案である。上記判決が、本件訴訟において控訴人が防御方法を行使する ことについて適用されるべき判例ではないことは、明らかというべきである。
  - (3) 争点(3) (真正商品) について
- (7) 真正商品の並行輸入が、実質的違法性がなく、輸入された国において登 録されている商標権を侵害するものではない、と判断されるのは、それが、当該商標権の出所表示機能も品質保証機能も害することがないからである。本件ライセンス契約には、製造地域を特定の国に限定するとの条項がある。同契約には、これに 加えて、生産者を原則としてライセンシー自身に限定するとの条項までがあるので ある。本件商品は、このような製造地域制限条項及び生産者限定条項の双方に違反 して製造されたものである。本件商品は、このようにして製造されたものであっ て、そもそも商標権者による品質管理が及び得ない商品であるから、本件商標権の 品質保証機能が害されているのであり、これを真正商品ということはできない。また、商標権者による品質管理が及び得ない商品を真正商品と認めることは、消費者の利益を害することにもなることも考慮されるべきである。
- (イ) 被控訴人らは、FPS社ないしFPH社が本件商品の中国における製造 を認めていた、と主張する。しかし、全く根拠のない主張である。特に、本件商品 の品番は、M1200及びM3000であり、これは英国製の商品にのみ付すこと が許されていた品番であるから、FPS社ないしFPH社が、シンガポールのライ センシーであるオシア社に対し、このような品番の本件商品の製造を許諾すること

はあり得ない。

(4) 争点(4) (故意又は過失) について

本件商品が輸入された当時の学説及び税関の運用に従えば、本件商品は、 真正商品には当たらないものであったから,控訴人が本件通知書を送付し,本件広 告を掲載した各行為は、虚偽事実の陳述、流布には該当せず、適法な行為である、 と判断される行為であった。したがって、仮に、控訴人の上記行為が、結果的には、あるいは客観的には、虚偽事実の陳述、流布に当たると判断されるとしても、 控訴人には、故意も過失も認められないというべきである。

(5) 争点(5) (損害) について

原判決の損害の認定はすべて争う。

- 被控訴人らの当審における反論の要点
  - (1) 争点(1) (既判力) について

先行事件における被侵害利益は,具体的な取引を離れて考えられる,被控 訴人らの一般的・抽象的な営業上の信用の毀損であり,本件訴訟における被侵害利 益は、控訴人の本件通知書の発送及び本件広告の掲載を原因として、本件商品の個別具体的な取引において被控訴人らに実際に生じた逸失利益の損害である。このよ うに、それぞれにおいて問題とされる被侵害利益が異なる以上、先行事件の確定判 決の既判力は、本件訴訟には及ばないと解するべきである。

(2) 争点(2) (訴訟上の信義則) について

控訴人が、本件訴訟において、先行事件の確定判決の理由中の判断を争い、本件商品が真正商品ではないとか、故意又は過失がないとか主張することは、 正しく、先行事件におけるのと同一の争点を蒸し返すものであり、訴訟上の信義則 に反し、許されないことは明らかである。 (3) 争点(3) (真正商品) について

本件商品は、真正商品である。

- (7) 本件ライセンス契約のライセンシーであるオシア社は、中国における工場でのみ、商品を生産していた。このことは、ライセンサーであるFPS社及びF PH社は、オシア社による中国における本件商品の製造を認めていたことを物語 る。
- (イ) 一般的に、 商標に係るライセンス契約 (使用許諾契約) のライセンシー が、契約の個々の条項に違反したからといって、ライセンシーによって製造された商品が、直ちに偽造品となるということは、あり得ない。①商標を付した主体(ラ イセンシーかどうか)、②商標を付した客体(契約上認められた品物かどうか) ③商標を付した時期(契約期間内かどうか)という3点に違反がなければ、仮にそ の他の契約条項についての違反(例えば、ライセンス料の支払遅滞)があったとし ても(すなわち、解除事由はあったとしても)、当該商品は、真正商品であることをやめないものというべきである。上記①主観的範囲、②客観的範囲、③時間的範囲の3点について違反がなければ、ライセンス契約に基づいて商標を付したという ことができるからである。

ライセンス契約のライセンシーが、製造地域制限条項に違反して商品を 製造したという場合にも、そのことは、ライセンス契約の解除理由となるとして も、契約が解除されない限り、同条項に違反して製造された商品は、依然として真 正商品であると解すべきである。

- (ウ) 商標に係るライゼンス契約におけるライセンサー(商標権者)は、ライセンシーを監督すべき注意義務を負っており、仮に、ライセンシーが重大な契約の 条項に違反して、商品を製造販売し、これを流通させた場合でも、このような監督 責任に基づき、当該商品のリコール(回収)を行うべきであり、消費者及び流通業 者に損害を与えるべきではない。オシア社が本件ライセンス契約における製造地域 制限条項に違反して本件商品を製造販売したとしても、それは、ライセンサーとラ イセンシーとの内部関係の問題にすぎない。本件においては、本件商標の出所表示機能は害されていないのであるから、被控訴人らによる本件商品の輸入・販売行為は、真正商品の並行輸入に該当し、実質的違法性を欠くのである。
  (4) 争点(4) (故意又は過失) について

控訴人は,控訴人主張のとおり,本件のような事例において並行輸入が違 法となるかどうかについて、法的見解が定まっていなかったのであれば、仮処分や 訴訟などの手続を採るべきであったのである。したがって、控訴人が、本件通知書 を発送し、本件広告を掲載した行為については、少なくとも過失があったことが明 らかである。

(5) 争点(5) (損害) について 原判決の損害額の認定は、少なくとも過大な認定ではないという意味にお いて, すべて正当である。

当裁判所の判断 第3

当裁判所は、被控訴人らの請求は、いずれも理由がないから、棄却すべきも のである, と判断する。その理由は, 次のとおりである。 1 争点(1)(既判力)について

(1) 前記前提となる事実等及び証拠(甲第5,第797,第805号証,乙第4,第17号証)並びに弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

本件商品は,本件ライセンス契約のライセンシーであるオシア社が中国で 製造した本件商品をシカリー社に販売し、被控訴人らがシカリー社から購入したも のである。オシア社は、FPS社との本件ライセンス契約における契約地域である 4か国(シンガポール、マレイシア、インドネシア及びブルネイ)の国内においてのみ、本件シンガポール商標を付した商品を製造販売することを許諾されていたも のであり、中国での本件商品の製造行為は本件ライセンス契約の範囲外の行為であるから、オシア社が本件商品を中国で製造したことは、本件ライセンス契約における製造地域制限条項に違反するものである。

本件訴訟に関連する先行事件の控訴審判決は、確定しており、その主文の 次のとおりである(訴訟費用及び仮執行宣言の主文を除く。「控訴人」と は、本件訴訟における控訴人であり、「被控訴人ら」には本件訴訟における被控訴 人らが含まれている。)。

Г1 控訴人は、平成8年6月17日以前の輸入に係る原判決別紙二「原 標章目録」一ないし四記載の各標章を付した品番M1200及びM3000の 告ら 中華人民共和国製のポロシャツが偽造品である旨を新聞、雑誌等のマスメディアに よって広告してはならない。

控訴人は、平成8年6月17日以前の輸入に係る原判決別紙二「原 告ら標章目録」一ないし四記載の各標章を付した品番M1200及びM3000の中 華人民共和国製のポロシャツが偽造品である旨を被控訴人らの取引先に対し通知し てはならない。

- 控訴人は,被控訴人らに対し,それぞれ120万円を支払え。 3
- 被控訴人らのその余の請求及び控訴人の請求をいずれも棄却す

る。」

民事訴訟法114条1項は,「確定判決は,主文に包含するものに限り, 既判力を有する。」と規定している。先行事件の上記確定判決の主文は、上記のと おりであるから、先行事件の判決により既判力が生じるのは、先行事件の控訴審口 頭弁論終結時(平成12年2月7日)において、①被控訴人らが控訴人に対して平成8年6月17日以前の輸入に係る本件商品について偽造の旨を告知、流布するこ とについての請求権(告知,流布しないよう求める請求権)を有していること、② 被控訴人らが控訴人に対して本件通知書及び本件広告による虚偽事実の告知・流布 に基づく被控訴人らの営業上の信用毀損を理由とする各120万円の損害賠償請求 権を有していること、③控訴人は、被控訴人らに対して本件商品の販売につき本件 商標権等の侵害を理由とする請求権(本件商品の販売をしないよう求める請求権) を有していないこと、④控訴人は、被控訴人らに対して、本件商品の販売につき本 件商標権等の侵害を理由とする損害賠償請求権を有していないこと、についてであ る。

上記のとおり,先行事件の確定判決により既判力が生じるのは,先行事件 の控訴審口頭弁論終結時における上記の各請求権の存否に限られるのであり、本件 商品の輸入・販売が真正商品の並行輸入として、控訴人の本件商標権を侵害しない こと、控訴人による本件通知書の発送及び本件広告の掲載が虚偽事実の告知・流布 として不正競争防止法における不正競争行為に該当すること、及び、当該行為につき控訴人に故意過失が存在することは、いずれも先行事件の確定判決における理由中の判断であるにすぎず、本件訴訟におけるこれらの争点については、先行事件の確定判決の既判力が及ぶものではないことが、明らかである。

控訴人は、先行事件と本件訴訟の訴訟物は、原因となる事実及び被侵害利 益を共通にするものであり、同じ訴訟物であると解すべきであるから、本件訴訟に おける請求は、先行事件の判決の既判力によって遮断される、と主張する。確か に、先行事件の訴訟物は、本件通知書を送付し、本件広告を掲載したとの控訴人の 不正競争行為により、被控訴人らが被った営業上の信用毀損についての損害賠償請

2 争点(2) (訴訟上の信義則) について

前掲最高裁判所第1小法廷平成10年6月12日判決は、一部請求をして敗訴した原告が、再度訴えを提起して、残部の請求をすることが、訴訟上の信義則に反する、と判示したものであり、本件のように、先行事件において、被控訴人が、後日、残部の損害について賠償を求められ、これに応訴する場合とは、事例を異にの賠償を求める訴えを提起されたときに、これに応訴する場合とは、事例を異にあるものである。控訴人は、先行事件に続いて、本件訴訟を提起され、被控訴人ら先行事件において求められたものに比べてはるかに高額の損害賠償を求められているのである。控訴人が、本件訴訟において、改めて本件の並行輸入の実質的違法との有無及び過失の存否等を争い、これらの争点についての裁判所の判断を求いとて、防御活動をなすことを、訴訟上の信義則に反するものということはできないというべきである。

3 争点(3)(真正商品)について

知った段階で、本件のように速やかにライセンス契約を解除することになるである。)。このように、製造地域制限条項に違反し、商標権者グループの保証機動の品質管理が及ばない商品については、もの品質保証の品質についるとしては、この品質であるとしての品質であるとして、このは、このは、このは、当該のであるとして、当該のであるとは、自己のようであるのには、自己のようである。ことを著しく困難にある。とのであるには、自己の品質をもまするものというである。ことがある。ことがあるというである。ことがある。ことがあることは、このよりにおいてある。ことがあることは、このののには、これに、ことが明らかであるには、ことが明らかで、当該を関係ではないので、当該を関係では、ことが明らかの出て、ことが明らかの出て、ことが明らかである。

- (2) 以上によれば、本件商品は、オシア社が、本件ライセンス契約における製造地域制限条項に違反し、中国で製造したものであるから、もはやこれを真正商品であるとみることはできない。したがって、被控訴人らが本件商品を日本に輸入した行為は、本件商標権の品質保証機能を害するものであって、実質的違法性がないものということはできないのであるから、控訴人の本件商標権を侵害するものというべきであり、控訴人が本件通知書を大手販売店に送付し、本件広告を掲載した行為が、虚偽事実の陳述、流布行為に該当する、ということはできない。
- 為が、虚偽事実の陳述、流布行為に該当する、ということはできない。 (3) 被控訴人らは、本件ライセンス契約のライセンサーであるFPS社ないし FPH社は、オシア社による中国における本件商品の製造を認めていた、と主張する。しかし、本件全証拠によっても、被控訴人らの主張する事実を認めるに足りる証拠はない。

被控訴人らは、ライセンシーに契約義務違反があったとしても、それが、①商標を付した主体(ライセンシーかどうか)、②商標を付した客体(契約上認られた品物かどうか)、③商標を付した時期(契約期間内かどうか)の3点に係るものでなければ、付された商標はライセンス契約に基づいて付されたものではない、当該商品であることをも、も、も、当該商品が製造地域制限条項に違反して製造されたものであるとすとのより、一つ大きないであるとするのが、当該商品が製造地域制限条項に違反して製造されたものであるとすとのより、当該商品が製造地域制限条項に違反して製造されたものであるとするのが、当該商品である。)。

被控訴人らは,ライセンサーがライセンシーを監督すべき注意義務を負っ オシア社が本件ライセンス契約における製造地域制限条項に違反して本件 商品を製造販売したとしても、それは、ライセンサーとライセンシーとの内部関係 の問題にすぎず、本件においては、本件商標の出所表示機能は害されていないので あるから、 被控訴人らによる本件商品の輸入・販売行為は,真正商品の並行輸入に 実質的違法性を欠くものである、と主張する。しかし、我が国において真 正商品を並行輸入する行為が実質的違法性がないと判断されるのは、我が国におい て登録されている商標権の出所表示機能及び品質保証機能が害されないと判断され るためであり、本件のような場合においては、本件商品は、本件ライセンス契約の ライセンシーであるオシア社の製造に係るものであり、出所表示機能は害されては いないものの、その商品はライセンサーの品質管理が及ばない契約地域外の中国で 製造されたものであって、本件商標権の品質保証機能が害されているものであるこ とは前記認定のとおりである。したがって、このような本件商品の輸入・販売行為 本件商標権の機能を害することのない実質的違法性がない行為であるというこ とはできず、被控訴人らの主張は、採用することができない。

以上によれば、被控訴人らの本訴請求は、その余の点について判断するまで もなく理由がないことが明らかである。そこで、被控訴人らの本訴請求を一部認め た原判決を取り消し、被控訴人らの本訴請求を棄却することとし、訴訟費用の負担については、民事訴訟法67条2項、61条、65条1項本文を適用して、主文のとおり判決する。 東京高等裁判所第6民事部

裁判官

裁判長裁判官 山 下 和 明 隆 裁判官 設 樂

阿

部

正

幸

(別紙)

商標権目録シンガポール商標目録原告ら標章目録